

岩手大学オープンアクセス方針実施要領

令和 2 年 2 月 1 7 日
図書館運営委員会 承認

この要領は、「岩手大学オープンアクセス方針」(以下「本方針」という。)の実施に必要な事項を定めるものです。

(趣旨)

- 1 岩手大学(以下「本学」という。)は、本学における研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、地域社会の文化の向上と国際社会の発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(1) オープンアクセスとは

オープンアクセスとは、学術論文等がインターネット上で公開され、誰でも無料で利用できる状態にあることをいいます。

(2) オープンアクセスのメリット

研究成果をオープンアクセスにすると、著者にとって以下のようなメリットがあります。

- ・世界中の人に研究成果を読んでもらう機会を得られます
- ・研究成果が引用される可能性が高まります
- ・研究成果を社会に還元することができます
- ・異なる分野の研究成果に触れる機会が増え、研究の幅が広がります

本方針は、本学教員の研究成果の公開を促し、オープンアクセスの実現を目指す組織全体としての意思表示です。

(3) オープンアクセスの種類

オープンアクセスには、以下の2種類があります。

グリーンオープンアクセス

機関リポジトリや研究者自身の Web サイトで公開するオープンアクセスです。登録・公開にあたって著者に費用負担はありませんが、出版社・学協会等との取り決めにより、一定の条件が課されることがあります。

ゴールドオープンアクセス

オープンアクセスジャーナル等、出版社・学協会等によるオープンアクセスです。出版時点から誰でも無料でアクセス可能になりますが、多くの場合、著者には APC (Article Processing Charge) と呼ばれる費用負担が必要です。

本方針では、研究成果を岩手大学リポジトリに登録することによって公開する、グリーンオープンアクセスの姿勢を示しています。

(研究成果の公開)

2 本学は、本学に在籍する役員及び教員(以下「教員」という。)が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果(以下「研究成果」という。)を、岩手大学リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(1) 「役員及び教員」の範囲

役員：学長、理事、監事

教員：附属学校教員を除く常勤の教員(教授、准教授、講師、助教)

非常勤講師や大学院生等は本方針の対象に含みませんが、対象とならない本学構成員については、自発的に岩手大学リポジトリに研究成果を登録することを推奨します。

なお、本学に在籍する教員が退職等により本学に在籍しなくなった場合も、在籍時に発表し、岩手大学リポジトリに登録した研究成果は引き続き保存・公開されます。

(2) 「研究成果」の範囲

本方針によりリポジトリでの公開が義務となるものは、出版社・学協会・学内部局等が発行する出版物に掲載された、学術雑誌論文、会議発表論文、及び紀要論文のことです。査読の有無は問いません。

上記以外の学術研究成果(図書、研究報告書等)学術研究成果以外のもの(一般雑誌記事、教材等)も著者が希望すれば岩手大学リポジトリで公開することができます。

(3) 公開方法

機関リポジトリでの公開以外にも、研究成果をオープンアクセスにする方法がありますが、本学が責任を持って研究成果を蓄積し、かつ恒久的なアクセスを保証するため、研究成果はリポジトリによって公開します。

(4) 著作権

リポジトリへの登録にあたり、研究成果の著作権が本学へ移転することはありません。登録前の著作権者が著作権を保持し続けます。

(適用の例外)

3 前項にかかわらず、著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(1) 「公開が不適切である場合」の例

- ・著作権を出版社、学協会等に譲渡しており、著者最終稿を含むあらゆる版の公開が許諾されない場合
- ・共著者の同意が得られない場合

- ・個人情報やプライバシーに関する内容が含まれ、インターネット上での公開が不適切な場合
 - ・捏造・改ざん・盗用・剽窃等、研究活動における不正行為があった場合
- なお、次のような理由は該当しません。
- ・特許の申請のため。(学術論文等としてすでに公開された論文を対象としているため。)

(2) 非公開の判断

非公開にすべきかどうか検討が必要となった場合、図書館運営委員会が公開の可否を判断する。

(適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

本方針は、実施日(令和2年4月1日)以降に出版された研究成果に適用されます。ただし、過去の研究成果に対しても可能な範囲でリポジトリ登録を推奨します。

(研究成果の提供)

- 5 教員は、研究成果について、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等、リポジトリに関する事項は、「岩手大学リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(1) 提供時期

本方針は大学としての意思表示であるという観点から、教員は研究成果公表後、できるだけすみやかに提供することが望ましいと言えます。

出版社、学協会等のポリシーにより公開禁止(エンバゴ)期間が定められている場合は、リポジトリの公開制限機能を用いて指定した日まで公開を保留します。

(2) 提供方法

リポジトリへの登録は、図書館が代行して行いますので、電子メール等により研究成果の電子ファイルを図書館までお送りください。

電子ファイルに以下のような情報が含まれていない場合は、併せてお知らせください。

- ・雑誌掲載情報(掲載誌名、巻号、掲載年月、ページ、出版者名)
- ・DOI(デジタルオブジェクト識別子、あれば)
- ・その他特筆すべき事項

(3) リポジトリ登録が許諾される適切な版

機関リポジトリに登録が認められているのは、多くの場合、出版社版そのものではなく、出版社、学協会等に受理される直前の著者最終稿(査読が反映されていますが、出版社、学協会等による最終的なレイアウト調整等がなされていない版)です。

よって、図書館へお送りいただく研究成果の電子ファイルは著者最終稿をお願いします。
ただし、分野によっては著者最終稿からさらに文章表現・図表等の修正を行う場合があり、著者最終稿の提供が適切でないことも考えられますので、そのような場合は図書館へご相談下さい。

(4) 著作権の確認

教員より提供された研究成果をもとに、図書館がリポジトリでの公開の可否や公開禁止期間(エンバーゴ)等の確認をします。また、出版社版のリポジトリでの公開が認められている場合は、図書館が出版社版を入手し、リポジトリで公開します。

(5) ファイル形式

ご提供いただく電子ファイルの形式は PDF とします。PDF 以外の形式で提供された場合は、図書館で変換したものをリポジトリに登録します。

(6) 共著者の同意

共著者への同意確認は、著者自身が行ってください。論文執筆時に、あらかじめ共著者にリポジトリ登録の許諾を得ていただくことで、確認作業の煩雑化を防ぐことができます。なお、共著者の同意を文書で提出する必要はありません。

(7) オープンアクセスの重複

arXiv や ResearchGate 等の外部のリポジトリの利用や、オープンアクセス論文としての出版(即時または一定期間後に全掲載論文がオープンになるジャーナル等)によってオープンアクセスが実現している研究成果についても、本学として責任を持って研究成果を蓄積し、恒久的なアクセスを保証するという観点から、リポジトリへの登録をお願いします。

なお、部局等が発行する紀要等の出版物については、発行部局等の依頼に基づき、図書館が一括登録する場合があります。

(その他)

6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

本方針の実施に際し必要な事項は、この要領に定めています。なお、要領の内容は、今後、学内関連部署や出版者との調整により変更される場合があります。

(実施日)

7 本方針は、令和2年4月1日から実施する。

本方針は、令和2年2月26日に策定され、実施日は、令和2年4月1日からとなります。

■問い合わせ先・研究成果提供先

岩手大学図書館

学術情報課 図書館資料管理グループ(リポジトリ担当)

メール：eprint@iwate-u.ac.jp

電話：内線 6083